

岩手県告示第212号

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号。以下「規則」という。）第1条の2の規定により、屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第6条第2項第1号又は第2号に掲げる地域又は場所のうち岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）において自然景観地区、農山漁村景観地区又は市街地景観地区として定められた地域又は場所に準ずるものを次のとおり指定し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 規則第1条の2第5号の規定により指定する地域

- (1) 景観計画において山岳景観保全地区又は山麓景観形成地区として定められた地域
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（盛岡市及び平泉町を除く。以下「景観行政団体である市町村」という。）の区域のうち別図に示す地域

2 規則第1条の2第6号の規定により指定する地域

- (1) 景観計画において田園景観形成地区又は沿道景観形成地区として定められた地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）が定められているものを除く。）
- (2) 景観行政団体である市町村の区域のうち別図に示す地域

3 規則第1条の2第8号の規定により指定する地域

- (1) 景観計画において沿道景観形成地区として定められた地域（用途地域が定められているものに限る。）
- (2) 景観行政団体である市町村の区域のうち別図に示す地域

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。